

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために国有財産の貸付料に係る債権の履行期限を延長する場合の取扱いについて

（ 令和 2 年 5 月 20 日
財 理 第 1 7 2 8 号 ）

改正 令和 3 年 2 月 4 日財理第 359 号
同 3 年 2 月 15 日 同 第 442 号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置（以下「新型コロナウイルス感染症等」という。）が、国有財産の貸付料を納付する者に及ぼす影響を緩和するため、国有財産の貸付料について、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。）第24条第1項第3号に基づき履行期限を延長する場合の取扱いを下記のとおり定めたので、通知する。

なお、本通達を適用し対応を行う場合は、昭和35年3月16日付蔵管第576号「管財関係債権の徴収停止及び履行延期の特約等の上申に関する事務取扱要領について」通達は、適用しないこととする。

記

第 1 対象財産

対象財産は、国有財産法（昭和23年法律第73号）等の規定に基づき、国以外の者に対し有償で貸付けを行っている財務省所管普通財産とする。

第 2 対象者

履行期限の延長の対象となる者は、令和2年2月1日以降、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入の減少等があり、一時的に貸付料の支払いが困難な者とする。

第 3 対象債権

履行期限の延長を行うことができる債権は、令和2年2月1日から令和4年1月31日までに履行期限が到来する債権とし、歳入徴収官等（債権管理法第2条第4項に規定する歳入徴収官等をいう。以下同じ。）が本通達第7により算定した債権額を限度として延長できるものとする。

第 4 必要書類

- 1 履行延期申請書（債権管理事務取扱規則（昭和31年12月29日大蔵省令第86号）第6号書式）
- 2 別紙1又は別紙2（個人用）
- 3 令和2年1月31日以前に履行期限が到来している債権について滞納が生じている者が令和2年2月1日から令和2年5月19日の間に履行期限が到来する債権について新型コロナ

ウイルス感染症等の影響により履行期限の延長を申請する場合には、上記1及び2の書類に加えて別紙3

第5 具体的な取扱い

- 1 歳入徴収官等は、債務者から上記第4の必要書類が提出され、適当と認められた場合は、債権管理法第24条第1項第3号に基づき、履行期限の延長を行うことができるものとする。

この場合、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限の延長についての臨時特例に関する政令（令和2年政令第172号）に基づき、債権管理法第26条に定める利息の付与、担保の提供及び債務名義の取得を要しないものとする。

- 2 債権管理法第38条に基づく財務大臣（国庫大臣）への協議については、令和2年5月18日会第2094号「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る財務省所管債権の履行延期の特約等に関する実施基準について」において、包括協議が調っていることから、不要とする。

なお、履行期限の延長期間の合計期間が1年を超える場合には、上記包括協議の対象となっていないことから、別紙1又は別紙2に定める収入の減少状況等のほか、債務者の資産状況を十分に調査の上、債権管理法第38条に基づく財務大臣（国庫大臣）への協議等が必要となることに留意する。

第6 履行期限の延長期間

履行期限後に履行期限の延長を承認する場合は、履行期限の延長を承認した日の翌日から1年以内、履行期限前に履行期限の延長を承認する場合は、履行期限の延長を行う債権の履行期限の翌日から1年以内とする。

第7 履行期限の延長を行うことができる債権の具体的な算定方法

履行期限の延長を行うことができる債権の算定方法については、上記第4 - 2の提出書類に応じて、次の計算式により月単位で計算するものとする。

なお、計算の結果、端数が生じた場合は切り上げるものとする。

- 1 上記第4 - 2 - 別紙1の提出があった場合
履行期限の延長を行うことができる債権（〇か月分）＝提出書類に記載されている猶予額／毎月の貸付料
- 2 上記第4 - 2 - 別紙2の提出があった場合
減少後の収入額から、毎月の支出見込み額を差し引いた額が、毎月の貸付料に満たない場合は、債務者申立どおりの債権額

第8 債務者とのやり取り等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、債務者との対面での接触を避けるため、必要書類の送付・提出は郵送等の手段によるものとし、その他債務者とのやり取りについても、極力、電話やメールを活用するなど、柔軟に対応することとする。

ただし、歳入徴収官等の判断により相手方と面会し対応することが望ましいと考えられる場合は、この限りではない。

第9 承認通知

歳入徴収官等は、承認後、履行延期承認通知書（債権管理事務取扱規則第7号書式）

を速やかに債務者に送付するものとする。

第10 周知方法

貸付料に係る債権の履行期限の延長については、財務局、財務支局及び沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）のホームページにて周知することとし、債務者から問い合わせがあった場合は、事情をよく聴取し、丁寧な対応に努めることとする。

また、貸付け等に関する事務を業務委託している場合は、委託業者に対しても、本件取扱いについて周知徹底することとし、相手方から委託業者に問い合わせがあった場合は、速やかに財務局等の職員に対し報告を行うよう求めること。

上記第9の承認通知についても、承認後、相手方に電話連絡を行い、郵送にて承認通知を送付する旨伝える等、丁寧な対応に努めることとする。

第11 本省承認

本通達により処理することが適当でない認められる場合には、理財局長の承認を得て処理することができるものとする。

収入の減少状況等に関する申請書

歳入徴収官 殿

申請した国有財産の貸付料に係る履行延期の特約について、特約の要件である新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響による収入の減少状況等については、以下のとおりであることを申告いたします。

申請年月日: 令和 年 月 日

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)						
申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		新型コロナウイルス等の影響	<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少	
	氏名称				<input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少	
					<input type="checkbox"/> 入国制限で収入が減少	
					<input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少	
貸付物件						
納付すべき貸付料	現在の納付期限	貸付料	希望する納付期限	現在の納付期限	貸付料	希望する納付期限
	令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
	令和 年 月 日		令和 年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日
	令和 年 月 日		令和 年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日
	令和 年 月 日		令和 年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日
	令和 年 月 日		令和 年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日
	令和 年 月 日		令和 年 月 日	合計	①	
猶予期間	履行期限後に履行期限の延長を承認する場合は、履行期限の延長を承認した日の翌日から1年以内、履行期限前に履行期限の延長を承認する場合は、履行期限の延長を行う債権の履行期限の翌日から1年以内。					

2 猶予額の計算 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)								
(1) 収入及び支出の状況等 (記載方法については、裏面を参照)								
令和2年2月以降、前年同月又は前々年同月と比べて収入の減少率が大きい月 (申請月の前月から過去6か月以内の任意の月) の収支状況を記載してください。								
収入	項目	令和 年 (当年)			前年同月又は前々年同月			収入減少率 1 - (② ÷ ⑤) 1 - (③ ÷ ⑥) 1 - (④ ÷ ⑦) のうち最大のものを記載 %
		月	月	月	年	年	年	
		円	円	円	円	円	円	
	売上							
	小計	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
支出	仕入							支出平均額 (⑧ + ⑨ + ⑩) ÷ 記入月数 ⑪ 円
	販売費/一般管理費							
	借入金返済							
	生活費(※)							
	小計	⑧	⑨	⑩				

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。
 ※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等(注1) (⑪ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額(注2)	円	
			=	当面の支出見込額(⑫)	円

(注1) 事業の継続のために必要な経費の他、申込者及び申込者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活の維持のために必要な経費を含みます。

(注2) 今後想定される臨時的な支出額を記載してください。確定していない場合は概算で構いません。

(3) 現金・預貯金残高

	金額		金額	現金・預貯金の合計(⑬)(注3)	円
現金	円	預貯金	円		

(注3) 通帳や帳簿等を参考に、現在お持ちの現金・預貯金の額を記載してください。なお、今後回収見込みの売掛金や貸付金などを考慮する必要はありません。

(4) 納付可能金額(注4)

⑬(現金・預貯金残高) - ⑫(当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑭) 円
(マイナスの場合は0)

(注4) 当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納付期限までに納付していただく必要があります。

(5) 猶予額

①(納付すべき貸付料) 円 - ⑭(納付可能金額) 円 = 猶予額 円

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降、申請月の前月から過去6か月以内の任意の期間(1月以上)において、収入が前年又は前々年同期間に比べて概ね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。収入等が確認できる書類(売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなど)の提出が必要となりますが、準備に時間がかかる場合など提出が困難な場合は、口頭によりお伺いします。

《収入及び支出の記載方法》

お手持ちの帳簿や試算表から最近の収支状況を記載します。

項目	① 令和2年(当年)			
	2月	3月	5月	
② 収入	売上	1,800,000	1,500,000	1,500,000
	小計	③ 1,800,000	④ 1,500,000	⑤ 1,500,000
	仕入	1,000,000	800,000	800,000
③ 支出	販売費/一般管理費	150,000	100,000	100,000
	借入金返済	200,000	200,000	200,000
	④ 生活費(※)	250,000	250,000	250,000
	小計	⑧ 1,600,000	⑨ 1,350,000	⑩ 1,350,000

① 令和2年2月以降、申請月の前月から過去6か月以内において、前年又は前々年同期と比べて収入が減少している月を1月以上記載します。連続した月でなくても構いません。また、月の途中(21日～翌日20日など)の計算でも差し支えありません。

② 収入には、事業収入のほか、給与収入など定期的なものを含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含みません。

③ 支出には、その月において実際に支払った(支払が予定される費用)を記載します。減価償却費など実際に支払われない費用は含みません(休業等により通常より支出が減少している場合は、それ以前の任意の期間の支出を記載して差し支えありません。)

④ 個人事業者の方は、事業の支出以外に個人的な生活費も記載します(法人の場合は生活費は支出に該当しないので記載しません。)

別紙2（個人用）

収入の減少状況に関する申立書

歳入徴収官 殿

私が申請をしました貸付料に係る履行延期の特約について、特約の要件である新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先（会社）名称 または職業	
勤務先（会社） 所在地	〒 —
貸付物件の 所在地	
減少前の収入	令和__年 __月時の収入は、 _____円でした。
減少後の収入	令和__年 __月時の収入は、 _____円でした。
減少の理由	（毎月の支出見込み額： 円） ※貸付料を除く

納付すべき貸付料

申請時の納付期限	貸付料	希望する納付期限
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日
合 計	円	

(申請年月日) 令和 年 月 日

(申請者) 住所 _____

氏名 _____

歳入徴収官 殿

申請者
住 所
連絡先

履行期限の延長に係る申請時における債権の滞納について

令和 年 月 日に申請をした国有財産の貸付料に係る履行期限の延長の特約に関し、下記1の債権が令和 年 月 日時点において未納ですが、令和2年1月31日以前の収支状況は下記2のとおりです。

なお、下記3のとおり、別紙1（もしくは2）に記載した令和 年 月 日以降に履行期限が到来している債権については、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであることを申告いたします。

記

1. 未納となっている債権（令和2年1月31日までに履行期限が到来している債権）

債権番号	貸付料	納付期限

2. 令和2年1月31日以前における収支

年月	収入額	支出額	収支額
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			

3. 新型コロナウイルス感染症等又はその他による理由
